

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	88
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	89
○北海道警察の機構改正に伴う関係規程の整理に関する規程.....	89

目 次	ページ	規 則
規 則		
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... (市町村課)	78	住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ
訓 令		
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	78	北海道規則第18号 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項から第3項までの規定中「生存の事実又は氏名、」及び「若しくは住所」を削り、同条第6項第1号中「納付義務者」の次に「（費用の徴収の対象となる本人及びその扶養義務者を除く。）」を加え、同条第7項中「納付義務者」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）又は市町村の条例による保険料の徴収の対象となる者を除く。）」を加え、同条第11項中「納付義務者」の次に「（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の入居者を除く。）」を加える。 第5条第2項第1号、第3項及び第4項中「生存の事実又は氏名、」及び「若しくは住所」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (食品衛生課)	79	
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	79	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	79	
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	80	
○土地収用法による土地の立入りの通知..... (建設部総務課)	80	
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	81	
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	81	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	81	
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	84	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	85	
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	85	
道立北見病院告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	85	
道企業管理規程		
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	86	
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	86	
道人事委員会規則		
○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	87	
○給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則.....	87	
道人事委員会告示		
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正.....	88	
道公安委員会規則		
		本 庁 出 先 機 関 北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道職員服務規程の一部を改正する訓令

北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。 第7条の見出しを「（営利企業への従事等の許可）」に改め、同条第1項中「営利企業等（研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則（平成13年北海道人事委員会規則12－8）第2条第2項）」を「営利企業への従事等（研究職員が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事許可等に関する規程（平成13年北海道訓令第17号）第2条）」に、「研究成果活用企業を」を「研究成果活用兼業を」に改め、「に従事すること」を削り、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第2項中「営利企業等に」を「営利企業への従事等を」に、「従事する」を「行う」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第3項中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。 別記第10号様式中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等従事等の許可」を「営利企業への従事等の許可」に改め、同様式1の事項中「営利企業等従事の内容」を「営利企業への従事等の内容」に、「営利企業等従事予定期間」を「営利企業への従事等の予定期間」に、「営利企業等を」を「営利企業を」に改め、同様式2の事項中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改め、同様式6の事項中「受けて就いている営利企業等」を「受けている営利企業への従事等」に改める。 別記第11号様式及び別記第12号様式中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等従事の」を「営利企業への従事等の」に改める。 附 則 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。	(2) 住 所 東京都港区海岸1丁目14番22号 4 落札金額 718,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月8日付け北海道告示第22号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道告示第195号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成28年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 岩内郡共和町発足977の1・1340・1341の1・幌似342・343・国富1551（以上3字6筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん} (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町豊原29の15・30の17から30の20まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、39の25 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
告 示 北海道告示第194号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置（データ処理のためのワークステーションを含む。） 3台分 一式 2 落札を決定した日 平成28年2月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日通商事株式会社	北海道告示第196号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成28年3月18日 北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡置戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦河町役場の掲示場に掲示した。

平成28年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年北海道告示第163号
- 2 所在が不明な者 葛野 季一郎、今井 正、小笠原 松三郎、今井 重蔵

北海道告示第198号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成28年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 北斗市市渡、村山及び中山
檜山郡厚沢部町字峠下
二世郡八雲町上の湯、わらび野、桜野、浜松、熱田、大新、春日、立岩、花浦、山崎及び黒岩
山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平

里、字大浜、字長万部、字旭浜、字栄原、字共立及び字静狩
寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川
磯谷郡蘭越町字川上
虻田郡豊浦町字新富
虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄
虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広
余市郡仁木町字尾根内
余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合
余市郡余市町字栄町
小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町
札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富丘、富丘6条4丁目、富丘5条4丁目、富丘4条4丁目、富丘4条3丁目、富丘3条3丁目、富丘2条3丁目、富丘2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目
札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒9条12丁目、発寒9条11丁目、発寒9条10丁目、発寒9条9丁目、発寒8条5丁目、発寒7条5丁目、発寒7条4丁目、発寒6条4丁目、発寒6条3丁目、発寒5条3丁目、発寒5条2丁目、発寒4条1丁目、発寒3条1丁目、琴似4条1丁目、琴似3条1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目
札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目及び北3条東10丁目

札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立 入 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

北海道告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 渡島大野停車場線	北斗市市渡820番7地先から	H28. 3.19
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	同市市渡820番4地先まで	
道道 宿志別振内停車場線	沙流郡平取町字芽生84番2地先から	H28. 3.18
北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	同郡平取町字豊糠8番4地先まで	

北海道告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
優徳川（Ⅰ－32－1300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
伊達市大滝区優徳町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
六号川（Ⅱ－32－1470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
伊達市大滝区円山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦

覧に供する。）

北海道告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月18日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成平浜（Ⅰ－2－549－1587）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区平浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井汐首1－(1)（Ⅰ－2－92－1130）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市汐首町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井汐首3（Ⅰ－2－94－1132）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市汐首町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井瀬田来4（Ⅰ－2－96－1134）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市瀬田来町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井汐首4（Ⅲ－2－22－403） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市汐首町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 墓地の沢川（Ⅱ－21－0580） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市汐首町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮珠内川（Ⅱ－32－1270） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区優徳町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前栄浜1（Ⅱ－5－127－1708） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前栄浜2（Ⅰ－5－102－2319） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前栄浜3（Ⅰ－5－103－2320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前栄浜4（Ⅱ－5－128－1709） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前栄浜5（Ⅱ－5－129－1710） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字栄浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

苫前苫前 1 (Ⅱ-5-126-1707) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前苫前 2 (Ⅰ-5-99-2316) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字苫前 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前苫前 3 (Ⅰ-5-100-2317) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字苫前 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前苫前 4 (Ⅰ-5-101-2318) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字苫前 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前三豊 1 (Ⅱ-5-123-1704) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊 (次の図のとおり)	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前三豊 2 (Ⅰ-5-97-2314) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前三豊 3 (Ⅰ-5-98-2315) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前三豊 4 (Ⅱ-5-124-1705) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前三豊 5 (Ⅱ-5-125-1706) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり

22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見若葉6丁目（Ⅰ－7－80－2574）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市若葉6丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見若葉4丁目（Ⅰ－7－81－2575）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市若葉4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見若葉7丁目3（Ⅰ－7－85－2579）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市若葉7丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見大正5（Ⅲ－7－40－676）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画の種類 道路

2 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・1号 駅前通	上富良野町中町1丁目	上富良野町西町2丁目	上富良野町西町1丁目
幹線街路	3・4・2号 平和通	上富良野町西3線北	上富良野町向町1丁目	上富良野町本町1丁目
幹線街路	3・4・3号 江花通	上富良野町錦町2丁目	上富良野町光町3丁目	上富良野町錦町3丁目
幹線街路	3・4・4号 吹上通	上富良野町中町2丁目	上富良野町東町4丁目	上富良野町本町4丁目
幹線街路	3・4・5号 島津通	上富良野町錦町2丁目	上富良野町富町3丁目	上富良野町富町1丁目
幹線街路	3・4・6号 春日通	上富良野町東町5丁目	上富良野町桜町3丁目	上富良野町東町1丁目
幹線街路	3・4・7号 常盤通	上富良野町富町2丁目	上富良野町丘町2丁目	上富良野町南町3丁目
幹線街路	3・4・8号 北栄通	上富良野町泉町2丁目	上富良野町栄町2丁目	上富良野町泉町1丁目
幹線街路	3・5・9号 若葉通	上富良野町旭町3丁目	上富良野町南町3丁目	上富良野町旭町1丁目
幹線街路	3・4・11号 昭和通	上富良野町西3線北	上富良野町東1線北	上富良野町光町3丁目
幹線街路	3・4・12号 あかしや通	上富良野町南町4丁目	上富良野町東1線北	上富良野町南町4丁目
幹線街路	3・4・13号 ポプラ通	上富良野町東3線北	上富良野町東3線北	上富良野町東3線北
幹線街路	3・4・14号 日の出通	上富良野町宮	上富良野町宮	上富良野町宮

幹線街路　　３・４・15号　本町通		町４丁目 上富良野町本 町３丁目	町５丁目 上富良野町本 町５丁目	町４丁目 上富良野町本 町４丁目	平成28年３月18日	北海道上川総合振興局長　紺　谷　ゆみ子
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)						1　落札に係る物品等の名称（１月当たりの単価）及び数量
						(1)　入札番号１　乗用自動車の賃貸借（１台分）　一式
						(2)　入札番号３　乗用自動車の賃貸借（２台分）　一式
						(3)　入札番号４　乗用自動車の賃貸借（２台分）　一式
						2　落札を決定した日
						平成28年２月29日
						3　落札者の氏名及び住所
						(1)　１の(1)及び(2)
						ア　氏　名　株式会社トヨタレンタリース旭川
						イ　住　所　旭川市東鷹栖４線10号１番地８
						(2)　１の(3)
						ア　氏　名　ネットヨタたいせつ株式会社
						イ　住　所　旭川市永山３条12丁目１番７号
						4　落札金額
						(1)　17,280円
						(2)　49,464円
						(3)　58,996円
						5　契約の相手方を決定した手続
						一般競争入札
						6　一般競争入札の公告
						平成28年１月26日付け北海道上川総合振興局告示第２号
						7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
						(1)　名　称　北海道上川総合振興局地域政策部総務課
						(2)　所在地　旭川市永山６条19丁目１番１号
						道　立　北　見　病　院　告　示
						北海道立北見病院告示第64号
						次のとおり随意契約の相手方を決定した。
						平成28年３月18日
						北海道立北見病院長　一　色　　学
						1　随意契約に係る物品等の名称及び数量
						電子カルテ・オーダリング・医事システム　一式

北海道告示第203号	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。	
平成28年３月18日	
北海道知事　高　橋　はるみ	
1(1) 施　行　者　の　名　称	北見市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	北見都市計画道路事業（３・４・22号三輪通、３・５・40号東相内通及び３・３・７号大雪大通）
(3) 事業施行期間	平成26年９月26日から平成33年３月31日まで
(4) 事業地（収用の部分）	平成26年北海道告示第657号の事業地のうち、東相内町地内において事業地を変更する。
2(1) 施　行　者　の　名　称	函館市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	函館圏都市計画道路事業（３・４・113号昭和団地通）
(3) 事業施行期間	平成24年８月31日から平成29年３月31日まで
(4) 事業地（収用の部分）	変更なし
3(1) 施　行　者　の　名　称	函館市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	函館圏都市計画道路事業（３・５・88号山の手日吉通）
(3) 事業施行期間	平成23年10月14日から平成29年３月31日まで
(4) 事業地（収用の部分）	変更なし
4(1) 施　行　者　の　名　称	木古内町
(2) 都市計画事業の種類及び名称	木古内都市計画道路事業（３・４・３号環状線通）
(3) 事業施行期間	平成23年５月27日から平成30年３月31日まで
(4) 事業地（収用の部分）	変更なし
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道上川総合振興局告示第65号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	

2 随意契約の相手方を決定した日 平成28年 1 月20日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本電気株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号 4 随意契約に係る契約金額 234,900,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10号第 1 項第 1 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立北見病院庶務課 (2) 所在地 北見市高栄西町 1 丁目 1 番 2 号	<table><tr><td>1 級</td><td>定型的な業務を行う職務</td></tr><tr><td>2 級</td><td>特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td></tr><tr><td>3 級</td><td>主任の職務</td></tr><tr><td>4 級</td><td>1 主査又は係長の職務 2 専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務 3 工業用水道管理事務所の次長の職務</td></tr><tr><td>5 級</td><td>1 主幹の職務 2 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務 3 工業用水道管理事務所の所長又は特に困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の次長の職務 4 発電管理事務所の次長の職務</td></tr><tr><td>6 級</td><td>1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の所長の職務 3 発電管理事務所の所長又は困難な業務を処理する発電管理事務所の次長の職務</td></tr><tr><td>7 級</td><td>1 課長又は参事の職務 2 困難な業務を処理する発電管理事務所の所長の職務</td></tr><tr><td>8 級</td><td>局次長又は困難な業務を処理する課長若しくは参事の職務</td></tr><tr><td>9 級</td><td>局長又は困難な業務を処理する局次長の職務</td></tr></table> 附 則 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（専門主任に係る部分に限る。）は、平成29年 4 月 1 日から施行する。	1 級	定型的な業務を行う職務	2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3 級	主任の職務	4 級	1 主査又は係長の職務 2 専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務 3 工業用水道管理事務所の次長の職務	5 級	1 主幹の職務 2 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務 3 工業用水道管理事務所の所長又は特に困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の次長の職務 4 発電管理事務所の次長の職務	6 級	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の所長の職務 3 発電管理事務所の所長又は困難な業務を処理する発電管理事務所の次長の職務	7 級	1 課長又は参事の職務 2 困難な業務を処理する発電管理事務所の所長の職務	8 級	局次長又は困難な業務を処理する課長若しくは参事の職務	9 級	局長又は困難な業務を処理する局次長の職務
1 級	定型的な業務を行う職務																		
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務																		
3 級	主任の職務																		
4 級	1 主査又は係長の職務 2 専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務 3 工業用水道管理事務所の次長の職務																		
5 級	1 主幹の職務 2 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務 3 工業用水道管理事務所の所長又は特に困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の次長の職務 4 発電管理事務所の次長の職務																		
6 級	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する工業用水道管理事務所の所長の職務 3 発電管理事務所の所長又は困難な業務を処理する発電管理事務所の次長の職務																		
7 級	1 課長又は参事の職務 2 困難な業務を処理する発電管理事務所の所長の職務																		
8 級	局次長又は困難な業務を処理する課長若しくは参事の職務																		
9 級	局長又は困難な業務を処理する局次長の職務																		
道 企 業 管 理 規 程 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成28年 3 月18日 北海道公営企業管理者 下 出 育 生 北海道企業管理規程第 3 号 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程 北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 第 3 条中「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 1 のとおりとする」を削り、同条に次の 1 項を加える。 2 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 1 のとおりとする。 第14条中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。 別表第 1 を次のように改める。 別表第 1 （第 3 条関係） 行政職給料表等級別基準職務表 <table><tr><td>職務の級</td><td>基準となる職務</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	職務の級	基準となる職務			道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第32号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 3 月18日 北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 (1) 空知管内道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 13台及び 1 月当たり 100,200枚 (2) 空知教育局複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 1 台及び 1 月当たり 71,000枚 2 落札を決定した日														
職務の級	基準となる職務																		

平成28年 3 月 3 日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社大和商会 イ 住 所 岩見沢市 6 条東 3 丁目 1 番地の 1 (2)ア 氏 名 株式会社ダイマル イ 住 所 岩見沢市 4 条西 5 丁目 7 番地 4 落札金額 (1) 基本料金 1,300円 複写料金 1.1円 (2) 基本料金 500円 複写料金 0.53円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年 1 月22日付け北海道教育庁空知教育局告示第 3 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市 8 条西 5 丁目	1 枚当たりの複写料金 0.59円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年 1 月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
北海道教育庁石狩教育局告示第59号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 3 月18日 北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛 1 落札に係る物品等の名称（1 台 1 月当たりの基本料金の単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 (1) 複写機賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） (2) 調達台数及び調達予定枚数 30台及び 1 月当たり282,800枚 2 落札を決定した日 平成28年 3 月 1 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西 6 丁目 1 番地 4 落札金額 基本料金 一式 2,700円	道 人 事 委 員 会 規 則 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年 3 月18日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則 2－54 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則 2－5）の一部を次のように改正する。 第 3 条の総務審査課の事項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。 (13) 職員の退職管理に関すること。 第 3 条の任用課の事項第 3 号中「職階制」を「人事評価」に改め、同事項第 4 号中「及び勤務成績の評定」を削る。 附 則 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則 7－1317 給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則 給与の支払監理に関する規則（北海道人事委員会規則 7－214）の一部を次のように改正する。 第 4 条を次のように改める。 （監理の実施） 第 4 条 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、監理を実施するものとする。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。	第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部 (対策本部)
道 人 事 委 員 会 告 示	第37条の6 北海道警察に、サイバーセキュリティ対策本部（以下この章において「対策本部」という。）を置く。
北海道人事委員会告示第4号 平成25年北海道人事委員会告示第12号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成28年3月18日から施行する。 平成28年3月18日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 第1次試験不合格者の部及び第2次試験受験者の部中「北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に、「身体障害者採用選考試験」を「身体障がい者採用選考」に改め、第3次試験受験者の部中「北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。	2 対策本部は、警察本部内に置く。 3 対策本部においては、次の事務をつかさどる。 (1) サイバーセキュリティ対策の企画、調査及び総合調整に関すること。 (2) サイバーセキュリティ対策に必要な情報の収集及び分析に関すること。 (3) サイバーセキュリティ対策に係る指導教養に関すること。 (対策本部長) 第37条の7 対策本部に、サイバーセキュリティ対策本部長（以下この章において「対策本部長」という。）を置く。 2 対策本部長には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。 3 対策本部長は、警察本部長の命を受け、対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (参事官)
道 公 安 委 員 会 規 則	第37条の8 対策本部に、必要により参事官を置くことができる。
北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月18日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三 北海道公安委員会規則第2号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 目次中「第2章の2 札幌市警察部（第37条の2－第37条の5）」を「第2章の2 札幌市警察部（第37条の2－第37条の5）」を「第2章の2 札幌市警察部（第37条の2－第37条の5）」を「第2章の3 サイバーセキュリティ対策本部（第37条の6－第37条の11）」に改める。 第8条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。 (10) 職員の退職管理に関すること。 第18条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。 (4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案に関すること。 第34条の7第2項中「職員の」の次に「生活相談及び」を加える。 第2章の2の次に次の1章を加える。	2 参事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。 3 参事官は、警察本部長又は対策本部長の命を受け、対策本部の事務を総括整理する。 (管理官) 第37条の9 対策本部に、必要により管理官を置くことができる。 2 管理官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。 3 管理官は、警察本部長又は対策本部長の命を受け、対策本部の事務を処理する。 (対策本部付) 第37条の10 対策本部に、前3条に規定する職のほか、必要により対策本部付を置くことができる。 2 対策本部付には、指導官等の職名を付するものとする。 (対策本部の内部組織) 第37条の11 対策本部に係のほか、班を置き、対策本部の事務を分担させる。 第46条第1項中「9課」を「8課」に、「交通課」を「交通課」に改め、同条第2項中「及び交通規制課の所掌に対応する事務、運転免許課にあつては警察本部の」を、「交通規制課、」に改める。 第47条第1項及び第47条の2第1項中「9課」を「8課」に、「交通課」を「交通課」に改め、同条第2項中「及び交通規制課の所掌に対応する事務、運転免許課にあつては警察本部の」を、「交通規制課、」に改める。

課」に改める。										
第49条の4を第49条の5とし、第49条の3の次に次の1条を加える。										
（運転免許管理官）										
第49条の4 方面本部に、必要により運転免許管理官を置くことができる。										
2 運転免許管理官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。										
3 運転免許管理官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち運転免許に関する事務を処理する。										
第51条第1項の表中「 <table><tr><td>運</td><td>転</td><td>免</td><td>許</td><td>課</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>交</td><td>通</td><td>課</td></tr></table> 」に改める。			運	転	免	許	課	交	通	課
運	転	免	許	課						
交	通	課								
附 則										
（施行期日）										
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。										
（刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正）										
2 次に掲げる規則の規定中「、運転免許課」を削る。										
（1）刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第1号）第2条第4号										
（2）没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）第1条第4号										
（道路交通法施行細則等の一部改正）										
3 次に掲げる規則の規定中「函館方面本部運転免許課」を「函館方面本部交通課」に、「旭川方面本部運転免許課」を「旭川方面本部交通課」に、「釧路方面本部運転免許課」を「釧路方面本部交通課」に改める。										
（1）道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）別表1経由先の欄										
（2）道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）別表1経由先の欄及び別表2経由先の欄										
道 警 察 本 部 告 示										
北海道警察本部告示第143号										
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正する。										
平成28年3月18日										
北海道警察本部長 北 村 博 文										
別表旭川方面留萌警察署の部鬼鹿の項を次のように改める。										

鬼 鹿	同 字 鬼 鹿 広 富 242番地の1	同 字大楸、字鬼鹿富岡、字 鬼鹿秀浦、字鬼鹿広富、字鬼鹿港町、 字鬼鹿田代、字鬼鹿元浜、字鬼鹿千松 及び字鬼鹿豊浜
-----	---------------------------	---

別表旭川方面羽幌警察署の部初山別の項を次のように改める。

初山別	同 村 字 初 山 別 105番地1	同 初山別村
-----	--------------------------	-----------

北海道警察本部告示第144号

北海道警察の機構改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成28年3月18日

北海道警察本部長 北 村 博 文

北海道警察の機構改正に伴う関係規程の整理に関する規程

（道路交通法施行細則実施規程の一部改正）

第1条 道路交通法施行細則実施規程（平成2年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「方面本部運転免許課長（運転免許課が置かれていない方面本部にあっては、交通課長）」を「方面本部の交通課長」に改める。

（指定自動車教習所職員講習実施規程の一部改正）

第2条 指定自動車教習所職員講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「運転免許課長（北見方面本部については、交通課長）」を「交通課長」に改める。

（取消処分者講習実施規程の一部改正）

第3条 取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「運転免許課長（北見方面本部にあっては交通課長）」を「交通課長」に改める。

（初心運転者講習実施規程の一部改正）

第4条 初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「方面本部運転免許課長（北見方面本部にあっては、交通課長。」を「方面本部の交通課長（」に改める。

（原付講習実施規程等の一部改正）

第5条 次に掲げる規程の規定中「運転免許課長（北見方面本部にあっては交通課長。」を「交通課長（」に改める。

- (1) 原付講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第15号）第6条
- (2) 高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）第9条
- (3) 特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）第10条第1項（更新時講習実施規程等の一部改正）

第6条 次に掲げる規程の規定中「運転免許課長（北見方面本部にあっては、交通課長。」を「交通課長（」に改める。

- (1) 更新時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第26号）第6条第2項
- (2) 特定任意講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第46号）第7条第2項（違反者講習実施規程等の一部改正）

第7条 次に掲げる規程の規定中「方面本部運転免許課長（北見方面本部にあっては交通課長。」を「方面本部の交通課長（」に改める。

- (1) 違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）第10条第2項
- (2) 免許取得時講習実施規程（平成19年北海道警察本部告示第69号）第7条第1項（停止処分者講習実施規程の一部改正）

第8条 停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「運転免許課長（北見方面本部にあっては、交通課長。」を「交通課長（」に改める。

別表5中「 | 運 転 免 許 課 | 」を「 | 交 通 課 | 」に、

「 | 北 見 | 北見安全運転学校 | 北見方面本部 | 」を

「 | 北 見 | 北見安全運転学校 | 北見方面本部
交 通 課 | 」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。